

# 国有林の請負事業等における 労働安全確保について

平成28年3月25日(金)

関東森林管理局

1

## 平成27年度 請負事業等における重大災害発生状況

平成27年12月10日現在

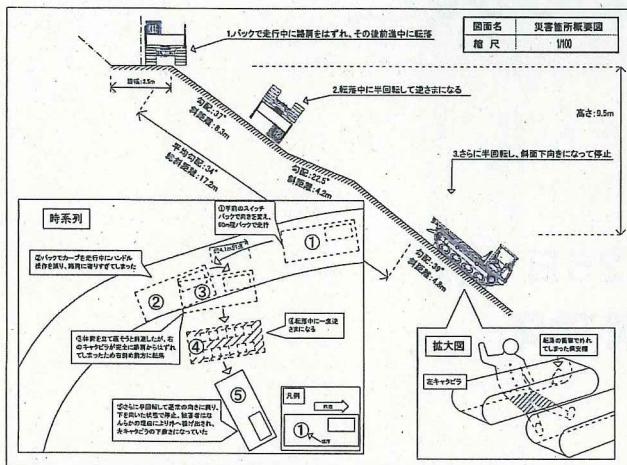
区分	請負事業																				立木販売			合計					
	素材生産・造林請負							林道			治山			その他			計												
	生産			造林		小計																							
	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	24	25	27	25	26	27	25	26	27		
北海道																													
東北						1			1		1									1	1				1		1	2	
関東					1			1					1		1				1	1	1			1		1	2	1	
中部		1		1			1	1			1		2				1		3	3						3	3		
近畿中国																									1			1	
四国			1			1													1			1	1		2	1			
九州				1	2		1	2				1							1	1	2		1		1	2	2		
計		1		2	2	3	2	3	3		2		4		1		1		6	6	4	1	4	1	7	10	5		

※1 件数であって、死亡者数ではない

※2 法令上の労働災害に該当しない（被災者が事業主である等）場合については計上していない

## H27 重大災害事例（1）

東北森林管理局管内  
H27.7.28発生  
男性・21歳  
造林・保育間伐活用型  
(集運材作業)



運材作業で運搬車の運転に従事していた被災者が、路肩に寄りすぎた運搬車を山側に車体を戻そうとしたところ、運搬車とともに滑落し何らかの原因で車外へ投げ出され運搬車の下敷きとなつて受災したものと推定される。

3

H27 重大災害事例（一）

東北森林管理局管内  
H27.8.1発生  
男性・44歳  
民有林直轄治山（盛土工・敷  
均し）



ブルトーザーで敷均し作業に従事していた被災者が、荷卸し状態の盛土材(高さ1m程度)を乗り越えた際の衝撃で、ブルトーザーの左ドアから落下しブルトーザーの左側のキャタピラの下敷きになり受災したものと推定される。(本件は被災者が事業主であるため労働安全衛生法上の労働災害には該当せず労働災害の件数に含まれない)

## H27 重大災害事例（2）

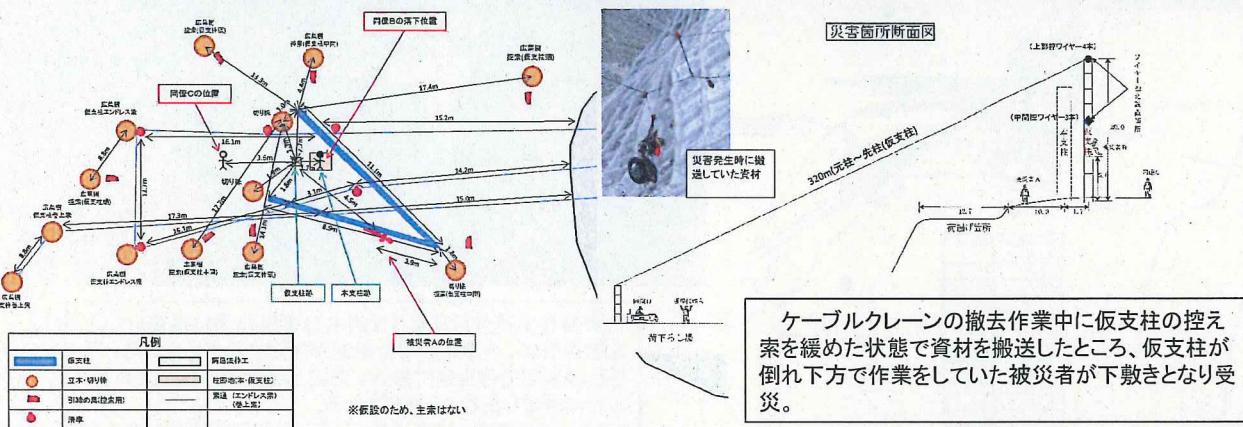
関東森林管理局管内  
H27.10.30発生  
男性・41歳  
ケーブルクレーン撤去作業

### 災害発生箇所ケーブルクレーンの状況

災害発生箇所



災害発生箇所見取り図



ケーブルクレーンの撤去作業中に仮支柱の控え索を緩めた状態で資材を搬送したところ、仮支柱が倒れ下方で作業をしていた被災者が下敷きとなり受災。

5

## H27 重大災害事例（3）

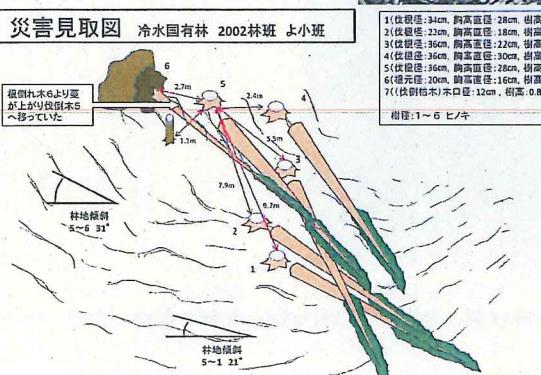
九州森林管理局管内  
H27.11.5発生  
男性・59歳  
造林・保育間伐活用型（伐倒作業）

### 災害発生状況 冷水国有林 2002林班よ小班

蔓の状況



災害見取り図 冷水国有林 2002林班 よ小班



根倒れ木が被災者を直撃した状況(復元)

根倒れ木の根の状況

被災者がヒノキを伐倒したところ、斜面上方にあったつるがらみ状態のヒノキが、絡んでいたつるに引っ張られ伐倒木が倒れるのと同時に根倒しとなり、下方の被災者に当たり受災したものと推定される。

6

## H27 重大災害事例（4）

九州森林管理局管内  
H27.11.16発生  
男性・72歳  
造林・保育間伐活用型  
(支障木荷掛け作業)

災害発生箇所  
尾鈴(川北)国有林 1045林班と小班  
作業道支障木集積状況



災害見取図 尾鈴(川北)国有林1045と小班



森林作業道作設に伴う伐倒木の荷掛け作業に従事していた被災者が、作業道からの退避が確認されていながら、何らかの原因で作業道において法面と索引中の伐倒木に挟まれて受災したものと推定される。

7

## H27 重大災害事例（5）

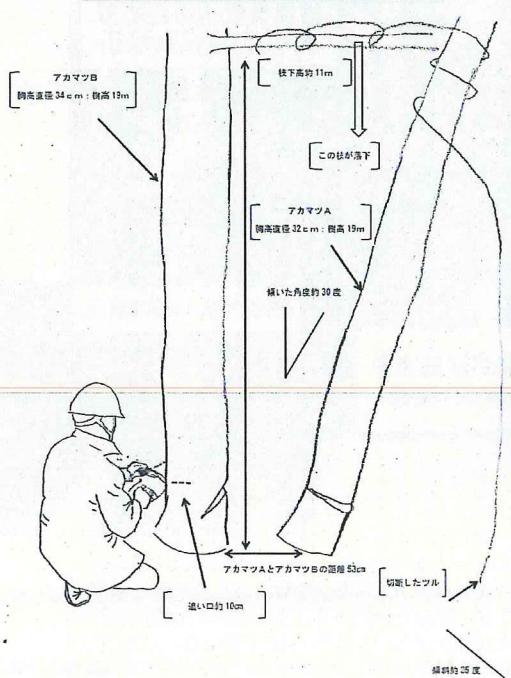
東北森林管理局管内  
H27.12.10発生  
男性・67歳  
立木販売（官行造林）

アカマツAとツルの状況

災害発生状況  
秋田県大仙市協和峰吉川字松倉山官行造林 6林班小班



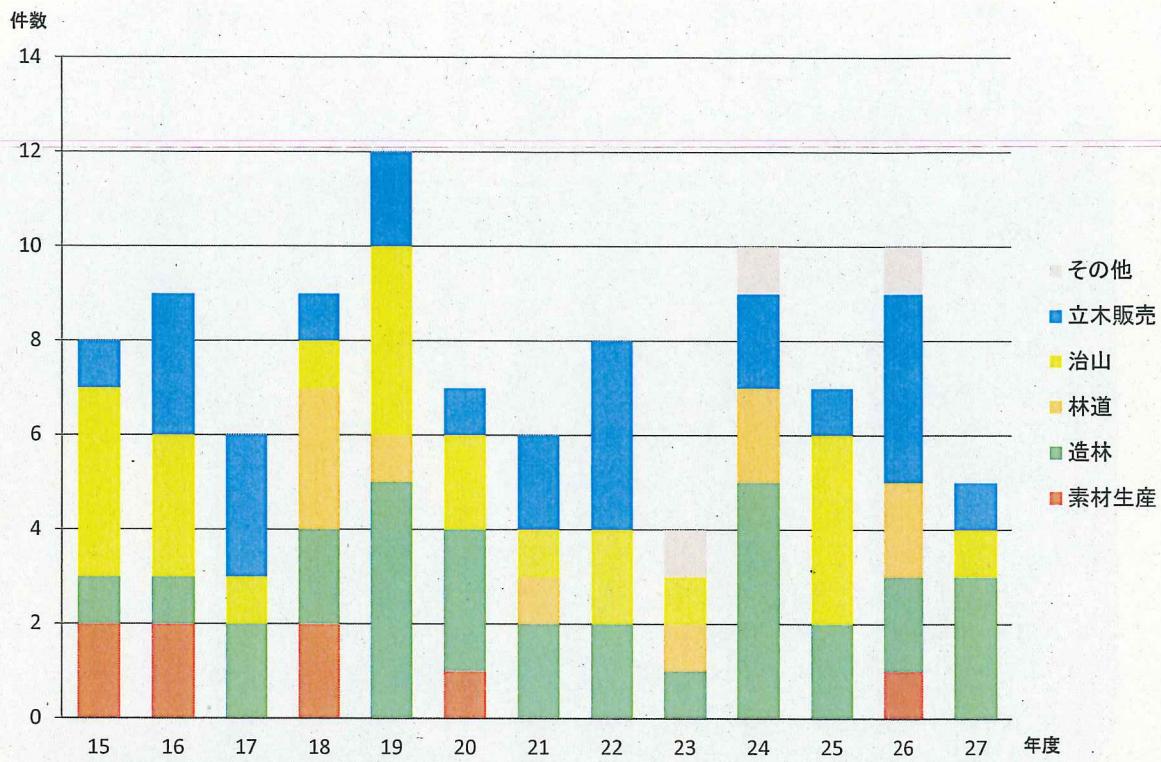
災害発生箇所現場見取図（アカマツB伐倒中）  
秋田県大仙市協和峰吉川字松倉山官行造林 6林班小班



アカマツ生立木を伐倒したところ、斜面上方にあったつるがらみ状態のアカマツに引っ張られ倒れなかつたことから、つるがらみ状態となっていた上方のアカマツを伐倒しようとしたとき、何らかの原因で上方から枝が落し被災者に当たり受災したものと推定される。

8

## 国有林の請負事業における死亡災害発生状況



注1:労災対象外の死亡災害を含まない。

注2:平成18年度以降の造林の件数には、保育間伐活用型を含む。

9

### 労働災害の発生を予防する効果があるもの

- リスクアセスメント、安全表彰制度、危険予知訓練などの定期的な実施
- 安全活動内容や安全教育訓練の定期的な見直し
- 事業者責任で防護着衣、安全装備の配備
- 現場又は作業班ごとに安全担当者の設置
- 毎朝の作業前のミーティング(内容が重要)
- 危険箇所の注意標識の設置
- 指差し呼称の実施

山田容三「林業事業体の労働安全衛生活動と労働災害」より

10

- ・安全は理屈でない  
(人を大事にする気持ちが大事)
- ・自分の部下を自分の家族だと考えること  
(家族に怪我をさせたら二度と怪我をさせないことを真剣に考える)
- ・災害が起きたら怪我をさせてしまったと考えること  
(災害の責任は管理・監督者)
- ・基本は本質安全  
(不安全状態をなくすことが企業にとって大前提)
- ・怪我をさせてからでは遅い  
(不安全な状態を放置せず、危険を予知し少しでも早く、事前に手を打つ)
- ・設備の操作は「もしかして…」と思うこと  
(人はミスをする動物であり考えられないミスをする)
- ・トラブルやメンテの時こそ基本を守ること  
(「急がば回れ」で何事も基本を守ることが大切)
- ・何かが変化したときが要注意  
(人間慣れが怖い、作業内容等が変わると災害が起きやすい)
- ・ヒヤリとしたことをそのままにしないこと  
(ヒヤリハットは氷山の一角、危ないということはそのままにしないこと)

ライン監督者教育より

11

### ○ 労働者の安全と健康を確保するためには…

- ・法令に基づく措置の徹底はもとより、事業者による創意工夫を凝らした  
**「自主的取組」**が極めて重要

### ○ 安全衛生の「自主的取組」の実施は、労力と コストを要するから、企業経営と相反するか？

- ・「安全」は「社会的責任」の中で**最も優先**されるべき事項
- ・「安全」を徹底することは、森林作業から無理や無駄をなくすことになり、  
**結果的に「生産性」を高める**
- ・「安全」は事業継続のための**必要不可欠な投資**

12

事業者

単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

労働者

労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務は重い

13

労働災害を起こすと…

労働災害と事業者の責任

法的  
責任

刑事责任

安衛法の違反があれば、刑事责任を追及される。また、このほか刑法第211条の業務上過失致死傷の罪に問われることもある。

行政責任

安衛法に基づき作業停止命令や機械等の使用停止命令などの行政処分が行われることがある。刑事事件に相当しない場合でも、労基署の「厳重注意」、「是正勧告」等の処分が行われ、改善されなければ刑事责任を問われることもある。

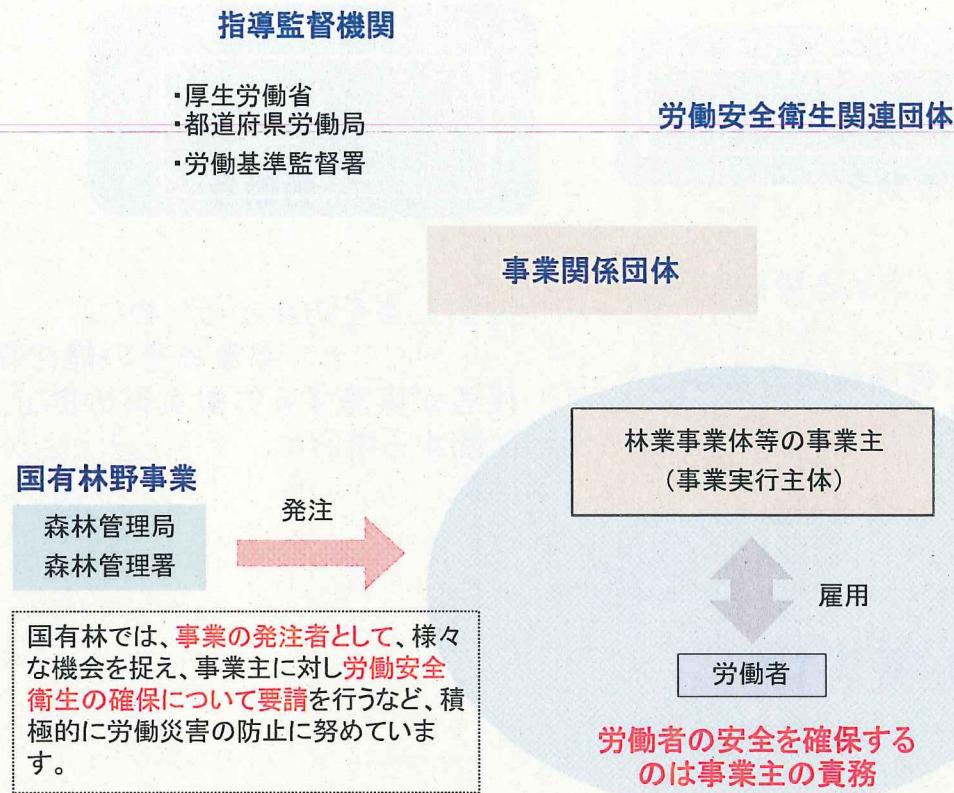
民事責任

事業者は過失の有無にかかわらず、労基法に基づき、一定の災害補償責任を負う。さらに、事業者に落ち度があって発生した場合には、民法上の損害賠償責任も負うことがある。

社会的責任

重大な災害や度々災害を発生させた場合、指名停止や取引停止等の社会的責任を追及されることが多くなっている。また、マスコミや世論の厳しい目にさらされ、企業の評判を著しく低下させる。

14



15

### 国有林(発注者)としての労働災害防止対策の取組

入札時

#### 1 総合評価基準(例)、技術提案の審査

- ① 過去2年間に休業4日以上の労働災害はないか。
  - a.ない
  - b.1~2件ある
  - c.重大災害又は休業4日以上の労働災害が3件以上ある
- ② 安全対策の具体的な実施方法について提案

契約時

#### 2 安全確保のために行うべきことの確認

- ① 標準仕様書第5条(事業中の安全確保)
  - ・安全に関する諸法令通達等の遵守
  - ・事業期間中、安全巡視を行い、区域の監視並びに関係者との連絡を行い安全確保
  - ・事業計画書に安全・訓練等の具体的な計画を作成し発注者に提出するとともに、記録・保管し、検査時に提出
  - ・安全衛生管理体制及び緊急連絡体制の整備
- ② 安全に関する小冊子等印刷物の手交

事業  
実行中

#### 3 現場巡視等

- ① 事業者ごと事業別に森林管理署長等による現場巡視を行い、発注者の立場で安全確保に向けた注意喚起を実施。
- ② 管内の事業者を対象に、隨時、安全に関する研修会等を実施。

16

事業  
終了後

#### 4 事業成績評定結果を通知

- ① 事業着手前、事業中、事業完了時及び検査時に監督員又は検査員によって主に以下の内容について評定が行われる。
  - ・安全訓練等の計画的な実施
  - ・労働安全衛生法等に関する現場代理人の知識
  - ・社会保険及び労働保険の賦課状況、退職金共済の加入・履行状況
  - ・リスクアセスメントの実施の有無
- ② 過去2年間(公告日が属する年度の前年度及び前々年度)に事業成績評定を受けたことがある場合、当該評定点の平均点が65点以上(100点満点)でなければ、入札に参加できない。

(造林事業は契約金額500万円以上、素材生産事業は契約金額1,000万円以上)

随时

#### 5 その他

- ① 指導監督機関である労基署と連携を図るため、連絡協議・情報交換を実施
- ② 関係機関・団体等と連携した安全教育、研修会、安全パトロール等の実施
- ③ 災害が発生したときには、各事業体や関係団体等へ災害情報の周知、類似災害の防止のための注意喚起

17

### 林災防の労働災害多発警報への協力

林災防は、平成26年5月、「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」を策定

#### ○ 発令基準

- 1 死亡災害が1ヶ月に複数回発生した場合
- 2 死亡災害が2ヶ月連続して発生した場合
- 3 1月からの死亡累積人数が3人以上となった場合

林災防は死亡災害が一定期間に連続的、集中的に発生した都道府県を対象に警報を発令し、都道府県協会支部が再発防止対策に取り組む。



林災防都道府県協会支部の要請を受け、森林管理署等は、警報発令の請負事業体等への周知、現場安全パトロールの合同実施、事業主を対象とする緊急集団指導などについて協力

#### 多発警報発令状況

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| ① 平成26年 5月15日 (北海道、兵庫県、宮崎県) | ⑤ 平成27年 2月 9日 (福岡県) |
| ② 平成26年 8月 1日 (高知県)         | ⑥ 平成27年 4月 1日 (栃木県) |
| ③ 平成26年11月17日 (兵庫県)         | ⑦ 平成27年 8月26日 (山形県) |
| ④ 平成26年12月22日 (北海道、高知県、熊本県) |                     |

18

「林災防規程の一部変更」及び  
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について

①「林業・木材製造業労働災害防止規定」の一部変更(10月25日より適用)

- ・木材伐出機械等による作業の安全強化(新設)
- ・チェーンソーを用いた伐倒作業での立入禁止区域の拡大(拡大充実化)
- ・リスクアセスメントの普及定着(新設)
- ・熱中症予防の強化(新設)
- ・チェーンソー作業用防護衣の着用を義務化(従来は努力義務)
- ・アドレナリンの自己注射器の携帯について義務化(従来は努力義務)

②「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について

チェーンソーを用いた伐木等作業において、安全に作業を行うために着用すべき保護具、保護衣等や、適切な伐木等作業方法が示され、関係通達と相まって、チェーンソーを用いた伐木等作業における労働災害の防止を図る。